



本号の内容

1. 海外トピックス：中国、マレーシア、ベトナム
2. 特集：ASEAN における EV 生産と販売の現状について
3. 最近寄せられた相談事例（Q&A）：UAE 向け中古車輸出

1. 海外トピックス

中国：EV、PHV、FCV 購入時の減免策を 2027 年まで延長

中国の国家税務総局等は、6月22日、新エネルギー車（EV、PHV、FCVの3種類）を購入する際に課税される自動車取得税（車両購置税）の減免措置期限を2023年末から2027年末へ延長する決定を通知しました。2024年から2025年末までは全額（3万元（約60万円）以内）、2026年から2027年末までは半額（同1.5万元）が免除されます。

マレーシア：EP（雇用パス）取得期間を短縮化

マレーシア政府は、外国人駐在員が長期滞在・就労する際のEP（雇用パス、Employment Pass）取得手続きについて、6月15日より「XPats Gateway」を使用するシステムへ移行すると発表しました。これにより許諾機関から承認を取得するための日数が短くなり、EP取得までの期間が、申請時の不備等が無ければ短縮されます。

ベトナム：電気料金を4年ぶりに改定

ベトナム商工省は、5月4日、電気料金の値上げに関する商工省決定1062/QD-BCT号を公布しました。平均電気小売価格は、1,920.3732ドン（約11.7円）/kWhと従前より3%引き上げられました。工業分野については、利用時間帯・電圧により1kWhあたり999ドン（約6.1円）から3,171ドン（約19.4円）の間で設定されます。

2. 特集：ASEAN における EV 生産と販売の現状について

2023年5月、IEA（国際エネルギー機関）は、2022年にEV（電気自動車）とPHEV（プラグイン・ハイブリッド）の販売台数が世界で1千万台を超え、自動車の全販売台数に占める割合が前年の9%から14%に上昇したと発表しました。IEAは、EV生産・販売市場の大半が中国、米国、欧州である中、2022年に成長が見られた国として、タイ、インドネシア、インドを挙げています。

タイとインドネシアは、日本車メーカーのASEANにおける生産拠点であり、日本車の占有率は両国ともに8割を超えています。近年この牙城を崩すべく中国・韓国メーカーがEVの生産拠点を設け、強力に販売を進めています。EVのシェアは、依然低いものの、今後の日本車メーカーの強力なライバルとして現地で注目を集めています。

本稿では、ASEANにおけるEV生産・販売の現状と、個別国としてタイ・インドネシア・ベトナムの状況を説明します。

（1）ASEAN における EV 普及策

環境に対する意識は、ASEAN各国でも高まっており、大気汚染の原因でもある自動車の排気ガス問題は、身近な問題として対策が求められていました。しかし、ASEAN各国で走行している自動車は、域内で生産されたガソリン車等が主であるため、環境負荷の低い自動車生産へのシフトは容易ではありませんでした。

このような状況を打破するため、ASEAN各国は、環境負荷が低いEV生産に注目し、様々な政策や優遇策を打ち出してきました（図表1）。2023年5月に開催されたASEAN首脳会談では、域内でのEV産業奨励が合意されました。

図表1：主なASEAN各国によるEV生産・販売目標と優遇策

	インドネシア	タイ	マレーシア	フィリピン	シンガポール	ベトナム
EV化目標	2025年に生産40万台	2030年に生産の30%			2040年に内燃機関車を廃止	2040年に内燃機関車生産停止
EV関連外国投資への優遇	法令上の優遇業種	法人税等の税優遇		税制上優遇		
購入促進のための優遇	VAT減免	メーカー等へ補助金	EV利用者に対し税優遇		車両登録時の税優遇	特別消費税と車両登録費減免

（出所）各国政府機関発表

（2）インドネシア、タイ、ベトナムの状況

ASEANでは、自動車生産・販売数が上位のインドネシア・タイと、今後の販売市場として見込まれているベトナムのEVへの取り組みが注目を集めています。

3か国における自動車販売全体の状況とEV販売状況は、図表2の通りです。

イ. インドネシア

インドネシアでは、2023年4月に国産の現地調達率40%以上を満たすEV購入時に、通常11%のVAT（付加価値税）を1%に引き下げる優遇を年内まで実施することを発表しました。これは、既に同国内でEVを生産しているSGMW（中国）、現代（韓国）、DFSK（中国）の車種が対象です。また現地では、EVがナンバープレート末尾による通行規制の対象外であることも注目され、販売増に寄与しています。

ロ. タイ

タイは、2020年に国家電気自動車政策委員会（NEVPC）を発足させ、国内へのEV普及を積極的に進めています。EV購入を奨励するため、メーカー等に希望小売価格200万バーツ（約817万円）以下のEV1台販売につき、7万バーツ（約29万円）～15万バーツ（約61万円）の補助金を支給しています。2023年5月には、補助金を法人税算定時に控除できるようにしたほか、関連部品の輸入関税を免除する等の施策を打ち出しています。これが奏功し、2023年第1四半期のEV販売台数は前年同期比10.7倍の14,625台となりました。2024年には中国EV最大手のBYDが生産開始を予定しており、さらにEV販売数は増加すると見込まれています。

ハ. ベトナム

人口約1億人のベトナムでは、これまで国内自動車産業は外資企業に依存する形で、内燃自動車を基本的にノックダウン方式にて生産していました。メイド・イン・ベトナムの自動車生産を目指し、地場のビンググループはビンファスト社を設立してからEV生産に特化し、2021年末より本格的に販売を開始しています。政府もそれを後押しする形で税優遇策を打ち出しており、2022年は年間約7,400台と少数ながら販売を進め、同年には米国で生産・販売していくことも発表しています。

図表2：インドネシア・タイ・ベトナムの自動車およびEV販売状況

国名	2022年国内 自動車販売台数 (千台)	2022年EV販売台数		人口	EV完成車製造拠点
		(千台)	対全体比率		
インドネシア	1,048	10.3	1.0%	2.7億人	SGMW（中国）、現代（韓国）、DFSK（中国） 24年製造開始 三菱自動車（日本）
タイ	849	16.4	1.9%	0.7億人	上海汽車（中国）、長城汽車（中国） 24年製造開始 BYD（中国）、NETA（中国）
ベトナム	509	7.4	1.5%	1.0億人	ビンファスト（ベトナム）
日本	4,201	58.8	1.4%	1.2億人	—

（出所）各国統計局、自動車団体発表資料

（3）今後の展望

EVの生産・販売は、ASEAN各国で状況に温度差があります。また、EVに対して積極的なタイ・インドネシア・ベトナムにおいても、販売台数は全体比では低いのが現状であり、充電設備などのインフラ面も整備が進んでいないことから、EV生産・販売に対するこれらの国々の強気な見通しには懐疑的な意見もあります。

しかし、EVは内燃機関車と比べ1台生産する際の部品数が少ないため、自動車メーカー以外の異業種による参入も比較的容易と言われていています。今後も成長していく産業であることから、動向を注視していく必要があります。

信金中金では、海外ビジネスに関連した相談を幅広く受け付けています。ご相談事項がありましたら、お近くの信用金庫までお問い合わせください。

3. 最近寄せられた相談事例

Q UAE向けに中古車を輸出したいと考えています。UAEの中古車輸入に対する規制と、現地の状況を教えてください。

A 1. UAEにおける中古車輸入規制について

中古車は、UAEでは輸入規制の対象ではありません。ただし、UAE内で走行する四輪車は左ハンドルでなければならないため、日本の中古車をUAE内で販売することを目的とした場合、右ハンドル車は左ハンドル車へ変える必要があります。

このため、日本からUAE向けに輸出される中古車の多くは、最終目的地が中東・アフリカ諸国などの第三国であり、UAEは中継地点となっています。なお、輸入関税は1台につき5%です。

2. 現地の状況について

2022年の日本からUAEへの中古車輸出額は、約407億円、輸出台数は、約13万台でした（財務省貿易統計「HSコード8703中古のもの」より算出）。また、UAEは、日本の中古車輸出相手国として第2位（第1位はロシア）でした。

日本からUAEへ輸入された車の多くは「フリーゾーン」と呼ばれる保税区に持ち込まれ、国内販売向けのもの、再輸出されるものに分けられます。UAEにあるフリーゾーンの中でも、ドバイ政府が設立した「Dubai Auto Zone (DAZ)」は、中古車輸入ならびに再輸出のための専門エリアとして有名です。

保税区内に運ばれた車に対して関税はかかりませんが、保税区域から区域外に販売や修理で出す場合、関税の支払いが必要となるため注意が必要です。保税区域から第三国へ再輸出する場合、輸入関税は課されません。

なお、フリーゾーン内で操業している中古車関連業者は、パキスタン系、アフガニスタン系が多く、日本語が堪能な担当者は限られています。UAE向け輸出を検討する際は、自社単独で外国語に対応できるよう社内体制を整えることが推奨されます。取引にあたっては、信用調査会社等を利用し、代金回収に懸念が無いことを十分確認するほか、万が一のトラブルに備えて契約書等書面の作成を推奨します。

本内容についてご不明な点があれば、最寄りの信用金庫にご相談ください。

<編集・発行>

信金中央金庫 海外業務推進部 推進グループ
東京都中央区八重洲1丁目3番7号
<http://www.shinkin-central-bank.jp/>
Tel : 03(5202)7674
Fax : 03(3278)7035

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。また、本レポート掲載資料は、信金中央金庫が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、信金中央金庫が正確性および完全性を保証するものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。